

Zenken通信 (vol. 74)

▽ 今回のお届け情報

Title: 札幌市「最低制限価格等を引き上げ」

Outline

添付資料P1~2

○札幌市は、厳しい経済状況の影響で、市の経済・雇用を下支えしている建設業を取り巻く環境が極めて厳しい状況であることから、緊急経済対策の一環として、2月17日から当面の間、最低制限価格及び低入札調査基準価格を引き上げるなど、建設業が経営を継続できる環境を整備することとした。

[主な見直し内容]

1. 最低制限価格及び調査基準価格の算定方法

- ・ 直接工事費×0.95 ⇒ 変更なし
- ・ 共通仮設費×0.90 ⇒ 変更なし
- ・ 現場管理費×0.75 ⇒ ×0.80
- ・ 一般管理費×0.30 ⇒ ×0.40

2. 最低制限価格の適用対象金額

2億円未満 ⇒ 5億円未満

《北海道建設業協会提供》

最低制限価格等の改正について（概要）

■ 厳しい経済状況の影響により、札幌市の経済・雇用を下支えしている建設業を取り巻く環境が極めて厳しい状況であることから、緊急経済対策の一環として、当面、最低制限価格等を引き上げ、建設業が経営を継続できる環境を整備します。

1 「最低制限価格」及び「低入札調査基準価格」の設定基準の改正

工 事	改正前の設定基準	改正後の設定基準
	■ 範囲 予定価格の 7/10～9/10 ■ 算定方法 直接工事費の 95% 共通仮設費の 90% 現場管理費の <u>75%</u> (※) 一般管理費の <u>30%</u> 合計額 × 1.05 ※ 地域性等により、国基準に 5% 加算	■ 範囲 予定価格の 7/10～9/10 ■ 算定方法 直接工事費の 95% 共通仮設費の 90% 現場管理費の <u>80%</u> (※) 一般管理費の <u>40%</u> (※) 合計額 × 1.05 ※ 札幌市の独自基準として、国基準に 10% 加算

■ 「失格判断基準」の設定基準についても改正（現場管理費 70%→80%、一般管理費 30%→40%）

業 務	改正前の設定基準	改正後の設定基準
	定率方式（予定価格の 70%）	積上げ方式 （積算体系に応じた算定方法） 下記の算定方法の合計額に 100 分の 105 を乗じた額

■ 改正後の範囲 予定価格の 7/10～8.5/10

■ 改正後の算定方法

【測量】 直接測量費の額 + 測量調査費の額 + 諸経費の 40% (※)

【建築設計】 直接人件費の額 + 特別経費の額 + 技術料等経費の 50% + 諸経費の 60% (※)

【土木設計】 直接人件費の額 + 直接経費の額 + 技術経費の 50% + 諸経費の 60% (※)

【地質調査】 直接調査費の額 + 間接調査費の額 + 解析等調査業務費の 70% + 諸経費の 40% (※)

※ 札幌市の独自基準として、国基準に 10% 加算。

2 最低制限価格の適用対象金額の改正

適 用 対 象 金 額	改正前の適用対象金額	改正後の適用対象金額 (※)
	【工事】 2 億円未満 【業務】 3 千万円未満	【工事】 5 億円未満 【業務】 6 千万円未満

※ 上記金額以上及び総合評価落札方式については、低入札価格調査制度の適用とする。

※ プラント工事については、2 億円未満を最低制限価格の適用とする。

3 適用年月日

■ 平成 22 年 2 月 17 日以後に告示を行う工事等より適用します。

4 参照

■札幌市低入札価格調査要領

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/kyotsu/08teinyusatsu.pdf>

■札幌市最低制限価格運用要領

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/kyotsu/09saiteiseigen.pdf>

【お問合せ先】

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話 211-2442